

議第92号

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険条例（昭和34年三島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「三島市が行う国民健康保険」を「三島市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 三島市が行う国民健康保険」を「第1章 三島市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会の」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、三島市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月20日提出

三島市長 豊岡 武士